

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県税条例の一部を改正する条例（3・31揭示）	2

公布された条例のあらまし

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第52号）

- 1 条例改正の目的
地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、不動産取得税、自動車取得税及び狩猟税について必要な改正をすることとした。
- 2 主要な内容
 - (1) 不動産取得税
ア 独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に伴う仮換地等の指定等により取得する土地に係る特例措置を廃止すること。（第71条）
イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長すること。（付則第17条の2）
ウ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長すること。（付則第18条の2）
 - (2) 自動車取得税
衝突に対する安全性の向上を図るための装置を装備した自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の適用対象に、車両総重量が5トンを超える一定の乗用車及び一定のバスを加えること。（付則第22条の2の3）
 - (3) 狩猟税
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者登録に係る税率を2分の1とする特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長すること。（付則第28条の2）
 - (4) その他所要の規定の整備を行うこと。
- 3 施行期日
この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

 条 例

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成25年3月31日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第52号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第71条第10項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。第77条第3項及び第83条第5項において同じ。)」を削る。

第77条第1項中「以下本条」を「以下この条」に、「不動産取得税を」を「、不動産取得税を」に改める。

第84条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「住所」を「住所又は所在地」に改める。

第85条中「、又は」を「又は」に改める。

第86条第2項第1号中「住所」を「住所又は所在地」に改める。

付則第17条の2中「附則第7条第19項」を「附則第7条第17項」に、「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に、「附則第7条第20項」を「附則第7条第18項」に改める。

付則第18条の2中「附則第9条の3第1項」を「附則第9条の2第1項」に、「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

付則第22条の2の3第7項中「次に掲げるトラック」を「次に掲げる自動車」に、「第1号に掲げる」を「第1号に掲げる自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号に掲げる」に、「第2号に掲げる」を「第3号に掲げる」に改め、同項第2号中「附則第12条の2の5第7項第2号」を「附則第12条の2の5第7項第3号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「附則第12条の2の5第7項第1号」を「附則第12条の2の5第7項第2号」に、「制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号において「制動装置保安基準」という。)」で同項第1号」を「制動装置保安基準で同号」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 車両総重量が5トンを超える乗用車(法附則第12条の2の5第7項第1号に規定する総務省令で定めるものに限る。)又はバス(同号に規定する総務省令で定めるものに限る。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「制動装置保安基準」という。)で同号に規定する総務省令で定めるものに適合するもの

付則第28条の2中「平成25年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の高知県税条例(次項において「新条例」という。)の規定中

不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

3 新条例付則第22条の2の3第7項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。